

○泉佐野市田尻町清掃施設組合行政財産使用料条例

平成 19 年 3 月 1 日

泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、法令その他に定めがある場合を除くほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 4 項に基づく行政財産の目的外使用に係る使用料について、必要な事項を定めることを目的とする。

(運用)

第 2 条 本組合における行政財産の使用料、納付、還付及び減免については、泉佐野市の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。